

第 八 十 九 号 議 案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、第七項を次のように改める。

7 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の三を削る。

第二十条第四項、第二十二條第二号、第二十七條第三項、第三十條第三項、第三十一條第二項及び第三十二條の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第七条中「前条」を「第六条」に改め、同条を付則第八条とし、付則第六条の次に次の一条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第七条 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最

初 の 四 月 一 日 ( 第 三 項 に お い て 「 特 定 日 」 と い う 。 ) 以 後 、 給 料 表 の 給 料 月 額 の うち 、 そ の 者 の 属 する 職 務 の 級 及 び 受 け る 号 給 に 応 じ た 額 ( こ の 条 例 そ の 他 の 条 例 の 規 定 に よ り 、 そ の 者 に つ き 当 該 号 給 に 応 じ た 額 と 異 な る 給 料 月 額 が 定 め ら れ て い る 場 合 は 、 当 該 異 な る 給 料 月 額 ) に 百 分 の 七 十 を 乗 じ て 得 た 額 ( そ の 額 に 、 五 十 円 未 満 の 端 数 が あ る 場 合 は こ れ を 切 り 捨 て 、 五 十 円 以 上 百 円 未 満 の 端 数 が あ る 場 合 は こ れ を 百 円 に 切 り 上 げ る も の と す る 。 ) と す る 。

2

一 前 項 の 規 定 は 、 次 に 掲 げ る 職 員 に は 適 用 し な い 。  
一 臨 時 的 に 任 用 さ れ る 職 員 そ の 他 の 法 律 に よ り 任 期 を 定 め て 任 用 さ れ る 職 員 及 び 常 時 勤 務 を 要 し な い 職 員

二 地 方 公 務 員 法 第 二 十 八 条 の 五 第 一 項 又 は 第 二 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 二 十 八

条 の 二 第 一 項 に 規 定 す る 異 動 期 間 ( 同 法 第 二 十 八 条 の 五 第 一 項 又 は 第 二 項 の 規 定 に よ り 延 長 さ れ た 期 間 を 含 む 。 ) を 延 長 さ れ た 同 法 第 二 十 八 条 の 二 第 一 項 に 規 定 す る 管 理 監 督 職 を 占 め る 職 員

三 地 方 公 務 員 法 第 二 十 八 条 の 七 第 一 項 又 は 第 二 項 の 規 定 に よ り 勤 務 し て い る 職 員 ( 同 法 第 二 十 八 条 の 六 第 一 項 に 規 定 す る 定 年 退 職 日 に お い て 前 項 の 規 定 が 適 用 さ れ て い た 職 員 を 除 く 。 )

3

地 方 公 務 員 法 第 二 十 八 条 の 二 第 四 項 に 規 定 す る 他 の 職 へ の 降 任 等 を さ れ た 職 員 であ っ て 、 当 該 他 の 職 へ の 降 任 等 を さ れ た 日 ( 以 下 こ の 項 及 び 第 五 項 に お い て 「 異 動 日 」 と い う 。 ) の 前 日 か ら 引 き 続 き 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 の うち 、

特定日に第一項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第一項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第一項の規定の適用を受ける職員に限り、第三項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第三項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け、職員以外の第一項の規定の適用を受け、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受け、職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第一項の規定の適用を受け、職員に対する職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号。以下「給与条例」という。）付則第七条第一項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第七条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」とする。ただし、給与条例第一項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定及び第三項の規定による給料月額その他第一項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

勤務職員」に改め、同表再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間別表第一再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

第 8 9 号議案

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		229,400	268,200	291,300	330,300

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第七条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任

用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十九号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十九号）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十条第四項及び第二十二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用

職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十七条第三項及び第三十一条第二項の規定を適用する。

8 改正後の条例第三十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第三項、附則第六条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与月額の算定方法を定めるとともに、幼稚園教育職員が

六十歳に達した日後の給与月額について減額措置を講ずるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。